

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年1月13日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第1号

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程の一部を改正する規程

見附市公営企業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定める規程（平成25年ガス上下水道事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「にいがた南蒲農業協同組合」を「えちご中越農業協同組合」に改める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。